

入札参加資格の確認に係る納税証明書について

(物品の売買、修繕)

1 広島市税

物品の売買または修繕の入札において、入札参加資格として「広島市税を滞納していない者であること。」が定められている場合は、入札参加資格確認申請書に「令和〇〇年〇月〇〇日(直近の証明可能な日)以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない旨。」の記載のある証明書(発行年月日が入札参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のもの。)(写しも可)を添えて入札執行課等に提出していただく必要があります。

(注)本市に納税義務のない方は、広島市税の納税証明書にかえて、別紙「申立書」を提出してください。

広島市の納税証明書の交付請求について

区 分	内 容
1 納税証明請求先	各市税事務所、税務室又は出張所窓口(※1)
2 納税(納付・納入)証明請求書の様式	「納税(納付・納入)証明請求書」を使用してください。 各市税事務所、税務室又は出張所窓口に用意してあります。(※2)
3 記入上の注意	「市税について滞納がない旨」の証明書を請求してください。
4 手数料	1部 350円

※ 納税証明請求書の様式は広島市のホームページのトップページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)、「くらし・手続」→「税金」→「市税の証明 トップページ」からダウンロードできます。

2 消費税及び地方消費税

物品の売買または修繕の入札において、入札参加資格として「消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。」が定められている場合は、入札参加資格確認申請書に「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書(「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか)(以下「税務署の納税証明書」といいます。)(発行年月日が入札参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のもの。)(写しも可)を添えて入札執行課等に提出していただく必要があります。(電子納税証明書については、PDF形式による電子納税証明書を印刷した書面のみ可)

税務署の納税証明書の交付請求について

税務署の納税証明書は、納税地を所管する税務署で発行されるので、消費税及び地方消費税の納税証明書(未納の税額がないこと用)の交付を受けたい旨申し出た上で、該当する税務署に請求してください。

税務署の納税証明書の請求方法等については、

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm> で参照できます。

3 注意事項

上記納税証明書は、入札参加資格確認申請書に添付して提出していただく必要があります。そのため、特に入札後資格確認型一般競争入札の場合、落札候補者となってから書類の提出まで期間がほとんどありませんので、事前にご準備ください。

(問合せ先)	入札・契約について	入札公告記載の契約担当課
	広島市の納税証明書について	広島市の各市税事務所
	税務署の納税証明書について	広島市財政局税務部市民税課 各税務署

申 立 書(入札参加資格確認用)

広島市水道事業管理者

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

私は、入札参加資格の確認申請にあたり、下記のとおり申し立てます。

記

- 1 広島市内に事業所を有しておりません。
- 2 広島市内に固定資産を有しておりません。
- 3 広島市内に居住する従業員又は広島市内に居住した従業員に係る市民税の特別徴収義務者ではありません。
- 4 その他、広島市に納付すべき確定した徴収金はありません。

※ 本市に納税義務のない方は、広島市税の納税証明書にかえてこの申立書を提出してください。